

鎌倉市告示第 390 号

景観重要建築物等の指定解除について

鎌倉市都市景観条例第 30 条の規定に基づき、次のとおり鎌倉市景観重要建築物等の指定を解除します。

令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日

鎌倉市長 松尾 崇



名 称	成瀬家住宅
所 在 地	鎌倉市手広二丁目 506 番
指 定 部 位	建築物、擁壁
指 定 年 月 日	平成 21 年 9 月 1 日
指 定 番 号	第 32 号